

令和5年(行ウ)第181号 国籍確認請求事件

原告

被告 国

準備書面 (3)

令和6年8月23日

東京地方裁判所民事第2部C d係 御中

被告指定代理人 川 勝 庸 史

加 藤 朋 広

金 田 充 弘

奥 原 大 夢

小 場 涼 花

被告は、原告の令和6年6月27日付け原告準備書面(3)（以下「原告準備書面(3)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 法定代理人による外国籍の志望取得について国籍法18条の適用は問題にならないこと

- 1 原告は、日本国籍の取得又は喪失に向けた意思表示を法定代理人が行うことができるのは、国籍法18条に列挙する意思表示であって、本人が15歳未満である場合に限る旨、国籍法18条が存在しなければ法定代理人の意思表示によって本人の国籍の得喪の変動を生じさせることはできない旨主張する（原告準備書面(3)1(1)・1及び2ページ）
- 2 しかし、被告準備書面(1)第3の1(3)ア(ア)（16及び17ページ）で述べたとおり、国籍法11条1項は、国籍法18条の適用のある国籍離脱（国籍法13条）のように直接日本国籍を離脱することに向けられた意思の効果としてではなく、自己の志望によって外国籍を取得したことの反射的效果（自動的に生じる効果）として日本の国籍を失うとしたものであり、そもそも外国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっていない。

また、被告準備書面(1)第3の1(3)ア(イ)（18ページ）で述べたように、自己の志望によって外国籍を取得した場合とは、手続の名称のいかんにかかわらず、本人の外国籍取得を希望する意思行為に基づき、直接外国籍を取得する場合（志望取得）を広く指すと解されるところ（乙1・364ページ）、もとより外国籍の取得の手続は、当該外国におけるその国の法律等に基づくものであって、我が国の国籍法に基づくものではなく、外国籍の取得手続における行為に関して国籍法18条の適用が問題になるものではない。

以上によれば、法定代理人による外国籍の志望取得に関して、国籍法18条

の適用を介して日本国籍の得喪に向けた意思表示をする手続が必要となるものではないから、原告の前記1の主張及びこれに関連する種々の主張（原告準備書面(3)1(2)及び(3)）は、本件における原告の日本国籍の喪失を左右するものではない。

第2 国籍法11条1項は法定代理人による外国籍の取得にも適用されること

- 1 原告は、法定代理人による外国籍の取得に国籍法11条1項を適用することは予定されていない旨主張し、その理由として、国籍法18条が法定代理人がなし得る行為として同法11条1項を挙げていないこと、法定代理人による国籍の得喪に関する制度の変遷、同法18条に関する法務省民事局長の答弁内容を挙げる（原告準備書面(3)2・3ないし5ページ）。
- 2 しかし、被告の令和6年1月26日付け準備書面(2)第4の2（9及び10ページ）において東京地裁令和3年2月判決を踏まえて主張したとおり、国籍法18条は、国籍取得の届出等の行為が当事者本人の意思に基づく必要があるとしても、代理によることを認めないとすれば、意思能力を欠く未成年者が国籍取得の届出等の行為をする途を閉ざすことになるため、意思能力を欠く可能性の高い一定年齢に達しない者については、常に法定代理人が代わってしなければならない旨規定したものであり、その趣旨は外国籍の取得の場合にも当てはまるから、法定代理人による外国籍の志望取得についても同法11条が適用される。

前記第1の2でも述べたように、国籍法11条1項による日本国籍の喪失の効果をもたらす外国籍の取得に係る手続が我が国の国籍法に基づくものではない以上、同法18条に同法11条1項が挙げられていないのは当然であって、同法18条の規定振りや制定経緯等は原告の前記1の主張を裏付けるものではない。そして、当該外国籍を取得した結果として日本国籍を喪失するか否かは我が国の国籍法の問題であるから、上記のとおり、法定代理人による外国籍の

志望取得について、国籍法 11 条 1 項の適用があるのは明らかである。

したがって、未成年者の法定代理人により外国籍の取得を希望する意思行為がされ、その法的効果として当該未成年者に当該外国籍が付与されたのであれば、当該未成年者は自己の志望により外国籍を取得したものとして国籍法 11 条 1 項により日本国籍を喪失する。

第 3 日本国籍の喪失に関する法の不知があっても国籍法 11 条 1 項の「自己の志望」により外国籍を取得した場合に当たること

- 1 原告は、法定代理人が国籍法 11 条 1 項の存在やその効果を知らずに外国籍の取得行為をし、それによって本人が日本国籍を喪失する場合、法定代理人には、日本国籍を喪失させることが本人にとっての利益であるとの判断は存在せず、法定代理人が意図しない日本国籍の喪失という効果を法がその代理行為に結合させて本人に不利益な効果を及ぼすのが同項であり、同項は法定代理制度と相容れないなどと主張する（原告準備書面(3) 3・5 及び 6 ページ）。
- 2 しかし、被告準備書面(1) 第 3 の 1 (3) ア(イ)（18 及び 19 ページ）で主張したとおり、日本国籍を喪失すると知っていれば外国籍の取得を申請しなかった場合のように、法の不知があつたとしても、「自己の志望」により外国籍を取得した場合に当たる以上（乙 1・364 及び 365 ページ）、前記第 1 の 2 で述べたとおり、外国籍を取得したことの反射的效果として日本国籍を喪失する。

したがって、原告の前記 1 の主張は独自の見解を述べるものであり、理由がない。

以 上